



中運自貨第263号

許 可 書

株式会社 東洋技建

代表取締役 黒柳 博光 殿

平成28年6月27日付け及び平成28年9月5日付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業の経営は、下記の条件を付して申請のとおり許可する。

記

条 件

1. 許可の日から1年以内に運輸を開始すること。
2. 運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前（整備管理者の選任届については、選任後15日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後15日以内）に提出すること。
3. 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法に基づく社会保険等には、運輸開始までに加入すること。

平成28年10月3日

中部運輸局長 鈴木 昭久

